



平成21年12月4日
内閣府（防災担当）

中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」（第18回） 議事概要について

1. 専門調査会の概要

日時：平成21年12月1日（火）14：00～16：30

場所：東京グリーンパレス

出席者：秋草座長、河田副座長、秋本、梅崎、岸井、小室、島田、杉田、田中（淳）、
辻村、松田、宮村、虫明、山口各専門委員
大森政策統括官、長谷川審議官、中島参事官、田尻参事官、山崎参事官、
青木参事官、越智参事官 他

2. 議事概要

大規模水害時における対応課題と対策、高潮の被害想定及び対策について事務局より説明を行い、各委員にご議論を頂いた。

各委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 来年度、気象庁は市町村単位で警報を出すことになっており、市町村単位の避難行動が警報の発令と連携しないと、大規模水害発生時の避難行動において混乱を招く可能性がある。
- 家屋が流出、或いは水没する危険性がある地域などをあらかじめ立ち入り禁止区域として定め、ハザードマップに明示して事前に知らせてはどうか。また、避難勧告と避難指示の意味が理解されていないので、ハザードマップで明確にしておく必要がある。
- これだけの大きな被害が生じることを考えると、対策として、まず水害を如何にして防ぐかを記載し、水害を完全に防ぎきることが出来ないのどう対応するかを記載するのが自然な流れである。
- 広域避難に関する役割の考え方を整理されているが、記載されている内容を個別に見ると、国、都県は協力としている項目でも、主務として行うべきものもある。
- 大規模水害発生時に、個々の避難判断を、本当に市町村単独の仕組みでやれるのかということをしっかり考えるべきである。また、市町村、都県、国の枠組みで避難に関する役割が整理されているが、合同本部や協議会の位置づけが十分はっきりしていない。それらの仕組みをどうするかが調査会の一つの回答となる。
- 大規模水害の施策を考えているが、住民には内水も外水も分からないので、自助、共助で行うべき対策を明示するなど、大規模水害対策そのものがいろんな種類の水害に対応出来るという側面をもたせておく必要がある。
- 大綱や活動要領等が出来た段階で、それに従って、大綱等をまとめた時の問題意識を持ち

ながら訓練を実施し、修正していくことが現実的である。

- 国が自ら何を実施するのか、都県、市町村が主体的に何を実施するのかなど、どの主体が何を行っていくのかについて、専門調査会からの報告を受けてどうなるかが分かりにくい。報告をまとめる際に具体的にどうしていくのかを一緒に示してもらえると分かりやすい。
- 洪水の状況や氾濫流の到達情報を、リアルタイムに知らせるための方法論が、どこかで必要である。昔とは異なり今の情報技術やネットワークを使うことにより、想定される被害像を分かりやすく伝達し、スムーズな避難の準備を促すことがもっとうまくできるはずである。
- 諸外国では、携帯電話会社に防災情報を伝える義務を課している国もあり、市町村が何時間後に浸水する可能性があるかといった情報を出せる環境の整備が国の役割と考える。
- 神戸市臨海部のゼロメートル地帯で、防潮堤は高いが下水の排水溝から逆流して大規模に浸水するという被害がしばしば起きている。そのため、東京湾においても沿岸の下水の処理方式を調べる必要がある。
- 台湾で地下鉄が浸水した際は、海軍のポンプを使って、海軍が排水を指揮した。いざというときに、様々な主体が所有するポンプをかき集めて使用することを考えなくてはならないということが、台湾の災害からの教訓である。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

地震・火山・大規模水害対策担当参事官 越智 繁雄

同企画官 岡村 次郎

同参事官補佐 青野 正志

TEL : 03-3501-5693（直通） FAX : 03-3501-5199